

	休暇制度			
	年休	備考	病休	備考
北海道	20日		20日	
青森県	20日	日数は任用期間に応じて	90日	
岩手県	20日	日数は任用期間に応じて	90日	結核1年、成人病等等180日
秋田県	20日		90日	成人病は延長あり
宮城県	20日	日数は任用期間に応じて	90日	特に必要な場合は180日
山形県	20日		90日	
福島県	20日		90日	成人病等は180日
東京都	18日	日数は任用期間に応じて	必要な期間	無給
神奈川県	20日		10日	無給
千葉県	20日		必要最小限	
茨城県	20日		30日	
栃木県	20日		180日	
埼玉県	20日	正職に準ずる	90日	正職に準じる
群馬県	20日		制度なし	
山梨県	10日		制度なし	
長野県	20日	日数は任用期間に応じて	30日	
新潟県	10日		10日	無給。任用6ヶ月以上取得可
愛知県	20日		療養に必要な期間	
三重県	10日	育休補充で1年通じて任用の場合最大20日	ケースに応じて取得可能	
静岡県	20日	日数は任用期間に応じて	10日	任用期間6月以下の者は5日
岐阜県	20日	日数は任用期間に応じて	必要最小限	
富山県	20日		20日	
石川県	20日	日数は任用期間に応じて	90日	痛等の場合は6月
福井県	10日	6月以上任用の場合	90日	正職に準ずる。結核1年、成人病等180日
京都府	20日		必要と認める期	
大阪府	20日	日数は任用期間に応じて	必要最小限	
兵庫県	20日		6月以内	正職に準じる。精神疾患1年以内。
奈良県	20日		180日	正職に準じる
和歌山県	10日	日数は任用期間に応じて	30日	
滋賀県	20日		180日	無給
広島県	20日		必要な期間	
岡山県	17日		90日	正職に準ずる
鳥取県	16日		90日	正式任用職員の欠員補充として任用されているもの
島根県	20日		90日	結核性疾患1年、特定疾患180日
山口県	20日	日数は任用期間に応じて	90日	
香川県	20日	日数は任用期間に応じて	6日	週休日等含む
徳島県	20日	日数は任用期間に応じて	180日	正職に準じる。結核1年成人病200日等
高知県	20日	日数は任用期間に応じて	6日	日数は任用期間に応じて
愛媛県	20日		90日	
福岡県	20日	日数は任用期間に応じて	90日	正職に準じる。傷病により180
大分県	20日		制度なし	
佐賀県	20日	日数は任用期間に応じて	90日	正職に準じる
長崎県	20日	日数は任用期間に応じて	90日	
宮崎県	20日		10日	
熊本県	20日		12日	
鹿児島県	20日	日数は任用期間に応じて	90日	
沖縄県	10日		90日	

※年休欄は最大取得日数